2　さらに、二千十二年のケープタウン協定が効力を生じたときに、千九百九十三年のトレモリノス議定書又は同協定により無線設備を設置することが要求される漁船における業務に関する資格証明書であって、この第二―六規則の規定に基づくものを得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第六節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　無線通信規則の定めるところにより発給される全ての種類の証明書について、この条約の要件を満たしている旨が裏書されるために要求される知識、理解及び技能は、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第六節に定める。締約国は、知識及び訓練の適当な水準の決定に当たっては、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ｂ部第二章第六節の関連する勧告についても考慮する。

第二―七規則　船長及び職員の証明書の更新

1　この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有している船長及び職員であって、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1　第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2　ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第七節の規定に従って専門的能力の維持を確立すること。

2　各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3　締約国は、関係者と協議の上、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第七節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4　各主管庁は、船長及び職員が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第二―八規則　ＧＭＤＳＳ無線通信士の証明書の更新

1　この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているＧＭＤＳＳ無線通信士であって、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1　第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2　ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第八節の規定に従って専門的能力の維持を確立すること。

2　各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3　締約国は、関係者と協議の上、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第八節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4　各主管庁は、ＧＭＤＳＳ無線通信士が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が無線通信及び海上における人命の安全に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第三章　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練

第三―一規則　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練に関する最小限の要件

1　漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第三章第一節の規定に従って次の要件を満たさなければならない。

1.1　主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受けること。

1.2　適当な能力に係る基準を満たすこと。

2　証明書が発給されるために必要な資格に基本的な訓練が含まれない場合には、当該証明書の受有者が基本的な訓練の課程を良好に修了したことを示す技能証明書が発給される。

3　証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な技能証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第三章第一節の表Ａ―三―一―一から表Ａ―三―一―四までに定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第四章　当直

第四―一規則　任務への適合

当直体制は、当直を担当する乗組員の能力が疲労によって損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後に当直を担当する者が十分な休養をとっており、及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。

第四―二規則　漁船において遵守すべき基本的な当直の原則

1　主管庁は、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべきＳＴＣＷ―Ｆコードに定める要件、原則及び指針につき、漁船の所有者及び運航者、船長、機関長並びに全ての当直を担当する乗組員の注意を喚起する。

2　全ての漁船の船長は、その時の状況を考慮して、当直体制が安全な当直の維持に十分なものであること及び船長の全般的な指揮の下に次のことを確保する。

2.1　甲板部の当直を担当する職員が、任務の遂行中、漁船を安全に航行させる責任を有し、かつ、いかなる時にも船橋又は海図室若しくは船橋制御室のような任務に直接関連する場所を離れないこと。

2.2　無線通信士が、任務の遂行中、適当な周波数で継続的な無線部の当直を維持する責任を有すること。

2.3　機関部の当直を担当する職員が、ＳＴＣＷ―Ｆコードに定めるところに従って、機関長の指揮の下に、警報があり次第機関区域に行くことのできるようにしておくものとし、要求されるときは、当直の責任を有している期間、機関区域を離れないこと。

2.4　漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されること。

3　いかなる漁船も、少なくともＳＴＣＷ―Ｆコードに定める基本的な当直の原則を考慮するものとする。ただし、締約国は、限定水域において運航する極めて小さい漁船については、基本的な原則の完全な遵守を免除することができる。

外務大臣　茂木　敏充
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗